

令和7年度 焼津市自主運行バス運行業務委託仕様書

業 務 名 令和7年度 焼津市自主運行バス運行業務委託

委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
(運行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

運行形態 道路運送法第4条 路線定期運行

業務内容

焼津循環線

- (1) 運行経路 別紙路線図のとおり
- (2) 停 留 所 焼津駅前－中港－市役所前－北浜通－横町－アクアスやいづ－田子乃橋－水産高校南－西小川－丁目－竪小路団地－西小川四丁目－泓の川－三右衛門新田－柵宜島配水場－柵宜島－焼津市立病院前－道原－大富－大富小学校前－河原中－木屋川－中根新田－中新田配水場－中新田－大住－大住北－小柳津－柳新屋－西焼津駅南口－柳新屋東－五ヶ堀之内南－三ヶ名西－三ヶ名東－文化センター前－西小学校前－焼津一丁目－中港－サンライフ焼津－当目大橋－虚空蔵尊入口－岡当目－中里東－東益津小学校前－日本坂PA－高草山石脇入口－石脇上－坂本団地－林叟院入口－坂本－坂本南－高草橋－さかなセンター－総合福祉会館－大村地域交流センター－大覚寺－牛田橋－駅北三丁目
※一部、フリー降車区間を設ける（時刻表に記載）
- (3) 運 行 日 平日及び土日祝日※12月29日～1月3日、8月13日～8月15日を除く
- (4) 運行時間 6:47～19:35
- (5) 運行ダイヤ 別紙焼津循環線時刻表のとおり
- (6) 運行距離 29.0km ※系統別は時刻表に記載
- (7) 運行台数 3台
- (8) 使用車両 市所有車両
- (9) 運 賃

区 分	運 賃
大人	200円
小人（高校生以下）	100円
小学校就学前の幼児	無 料

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の所持者及び介護者は上記金額の半額

- (10) 車内設備 運賃箱、整理券器、運賃表示器及びそれらを操作する機器を導入すること。

大井川焼津線

- (1) 運行経路 別紙路線図のとおり
- (2) 停 留 所 大井川庁舎－中川原－大井川福祉センター－上田中－吉永辻－吉永－上島－飯淵
－東島－利右衛門－臨港工業団地前－大井川港－六軒屋－宮島－高新田防災セ
ンター前－平松－高新田平－藤守防災センター前－小杉浜－一色浜－市営住宅
前－木の子橋北－一色上－焼津市立病院前－柵宜島－石津西公園前－小川港南
－信香院－アクアスやいづ入口－城之腰－市役所北－焼津駅前
- (3) 運 行 日 平日及び土日祝日※12月29日～1月3日を除く
- (4) 運行時間 7:00～19:34
- (5) 運行ダイヤ 別紙大井川焼津線時刻表のとおり
※8月13日～8月15日は土日祝ダイヤ
- (6) 運行距離 20.6km ※系統別は時刻表に記載
- (7) 運行台数 2台
- (8) 使用車両 市所有車両
- (9) 運 賃

区 分	・焼津駅から焼津市立病院前まで ・大井川庁舎から焼津市立病院前まで	焼津市立病院前を越えるとき
大人	200円	350円
小人（高校生以下）	100円	180円
小学校就学前の幼児	無 料	無 料

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の所持者
及び介護者は上記金額の半額

- (10) 車内設備 運賃箱、整理券器、運賃表示器及びそれら进行操作する機器を導入すること。

そ の 他

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）等関係法令を遵守し、輸送サービスを行うこと。
- (2) 道路運送法に規定する必要な許認可を受けること。
- (3) 運行に必要な施設・用地（車両、車庫等）を整備、管理すること。
- (4) 運行管理者、車両等への緊急連絡体制を確保すること。
- (5) 利用者からの問い合わせに随時、対応すること。
- (6) 運転手は制服を着用すること。
- (7) 業務中に事故が発生した場合はこれを解決し、不足事態が発生した場合は対処し、輸送確保を行うこと。
- (8) 運行に支障がある場合は、市に連絡するとともにバス停への掲示などにより、利用者に周知を図ること。
- (9) 車両の保管・清掃・消毒・整備・修理・車検・点検を実施すること。
- (10) ICカードを導入し、利用促進に努めること。
- (11) 回数券の管理・作成を行うこと。
- (12) 各月の利用・収入状況を翌月15日までに市へ報告すること。
- (13) 徴収した運賃を翌月末日までに市の指定する方法で納入すること。

- (14) 委託料は年額の2分の1を9月と3月の業務完了報告後に支払う。
- (15) 大井川焼津線について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統）が交付されたときは、その全額を市の指定する日までに納付すること。
- (16) 契約締結後10日以内に業務実施計画書を提出し、承認を得ること。（別紙 業務実施計画書のとおり）
- (17) 委託業務完了後10日以内に業務完了報告書を提出すること。（別紙 業務完了報告書のとおり）
- (18) 当市が所有する車両1台を焼津循環線及び大井川焼津線の予備車両として使用すること。
- (19) 運行に使用する車両は以下の6台（車両番号/車体番号）とする。ただし、車検・点検・故障等により当該車両が使用できない場合は、代替りの車両を用いて運行を確保すること。
 - ①静岡200か270/HR1JEE-40211 ②静岡200か271/HR1JEE-40212
 - ③静岡200か545/HX6JLA-40170 ④静岡200か721/HX9JLB-40310
 - ⑤静岡200あ110/HX6JHA-40098 ⑥静岡200あ112/HX6JHA-40097
- (20) その他疑義が生じた場合は、双方の協議により実施すること。